

興行場法施行細則
第2条ただし書の
規定の適用を受け
るときは、興行場
営業の譲渡人の
署名

め、同様式の裏の注中2を削り、3を2とし、同注に次のように加える。

3 「興行場法施行細則第2条ただし書の規定の適用を受けるときは、興行場営業の譲渡人の署名」欄は、興行場営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の添付書類1中「㊦」を「㊦」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十一号

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則（平成十七年山口県規則第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第十条第四号カ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ム中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

第二十二條第一号ナ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ウ中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改め、同条第十号ロ中「第二十二條の十一第一号」を「第六十三條第一号」に改め、同号ハ中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

第二十四條第六号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第二十七條第一号ト中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第六号ニ中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第十三号様式（その一）中「㊦」を削り、同様式（その一）の注中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとし、同様式（その二）中「㊦」を削り、同様式（その二）の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十二号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和五十八年山口県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を削る。

第九条第一項中「省令第一条の三第一項、第三条第一項、第四条の二又は第四条の三の規定による」を「歯科技工士法施行令第一条の二、第三条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定により知事を経由して提出する」に改め、同条を第七条とする。

別記第一号様式から別記第四号様式中「㊦」を削る。
別記第五号様式及び別記第六号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五十三号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年山口県規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第六号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第七号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式から別記第十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第十四号様式中「㊦」を削る。

別記第十五号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十六号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十七号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十八号様式及び別記第十九号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五十四号

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年山口県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の添付書類3中「簿13第2頁」を「第14条第2項」に改め、同様式の注中4を削り、5を4とする。

別記第二号様式の表中「㊦」を「㊦」に改め、同様式の裏の沿岸漁業改善資金借用証書特約条項第一条中「㊦」を「㊦」に改め、同様式の裏の沿岸漁業改善資金借用証書特約条項第二条第一項中「㊦」を削る。

別記第三号様式（その一）中「㊦」を削り、同様式（その一）の注5中「㊦」を削る。

別記第四号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五十五号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項を次のように改める。

貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六第一項に規定する資金 十

二年以内

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第九条に規定する資金 十二年以内

三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第十五条に規定する資金 十二年以内

四 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第十一号第一項に規定する資金 十二年以内

五 連携促進法第十三条第二項に規定する資金 十二年以内

六 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第九条に規定する資金 十二年以内

七 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第十二条に規定する資金 十二年以内

八 六次産業化法第十条第二項に規定する資金 十二年以内

九 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第七条に規定する資金 十五年以内

2 前項第二号に掲げる資金であつて森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受けるものについての同号の規定の適用については、同号中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

第五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 貸付金の据置期間は、三年以内(第一項第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる資金にあつては、五年以内)とする。

2 前項の資金の据置期間は、四年以内(前条第一項第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる資金の貸付けの業務に必要な資金にあつては、六年以内)とする。

第九条第二項第一号中「山村振興法第八条の六第一項に規定する」を「第五条第一項第一号に掲げる」に、「同法」を「山村振興法」に改め、同項第二号中「木安法第十五条に規定する」を「第五条第一項第三号に掲げる」に、「木安法第四条第四項」を「木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第五項」に改め、同項第三号中「間伐特措法第十一条第一項に規定する」を「第五条第一項第四号に掲げる」に、「間伐特措法」を「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に改め、同項第四号中「連携促進法第十三条第二項に規定する」を「第五条第一項第五号に掲げる」に改め、同項第五号中「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第九条に規定する」を「第五条第一項第六号に掲げる」に、「同法」を「農林漁業有機物

資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に改め、同項第六号中「公共建築物木材利用促進法第十二条に規定する」を「第五条第一項第七号に掲げる」に、「公共建築物木材利用促進法」を「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、同項第七号中「六次産業化法第十条第二項に規定する」を「第五条第一項第八号に掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

八 第五条第一項第二号に掲げる資金であつて森林経営管理法第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受けるものにあつては、同条第二項の規定により経営管理実施権の設定を受けたことを証する書類の写し

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の添付書類2中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改め、同添付書類に次のように加える。

9 本業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第九條に規定する資金であつて森林経営管理法第三十七條第四項に規定する林業経営者が貸付けを受けるものにあつては、同条第二項の規定により経営管理実施権の設定を受けたことを証する書類の写し

別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第三号様式の表中「㊦」を「㊧」に改め、同様式の裏の林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第一条中「一」を「二」に改め、同様式の裏の林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第三条第一項中「㊦」を「㊧」を削る。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式の別紙中「㊦」を削り、同別紙の注5中「㊦」を削る。

別記第五号様式及び別記第六号様式中「㊦」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第10号

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程（昭和二十八年山口県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項を次のように改める。

次に掲げる文書を発送しようとするときは、当該文書に公印を押すものとする。

- 一 法令、条例、規則その他の規程により公印を押さなければならない文書
 - 二 行政処分に関する文書その他の権利義務に関する文書
 - 三 事実証明に関する文書（軽易なものを除く。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公印を押す必要があると認められる文書
- 第三十五条中「記入し、押印しておかなければ」を「記入しなければ」に改める。
別記第一号様式中「~~公印押印~~」を「~~公印押~~」に改める。
別記第二号様式中「~~公印押印~~」を「~~公印押~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年三月三十日から施行する。

令和三年三月三十日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁